

2 関連指導通知

教学健第1040号

平成20年10月3日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局学校安全・健康課長

児童生徒の体育活動中における事故防止について（通知）

このことについては、日ごろから指導いただいているところですが、このたび、平成15年度に発生した道立高等学校のボクシング部における負傷事故にかかわる示談について、北海道議会第3回定例会において議決されました。

本件は、北海道ボクシング連盟が主催する合同練習会において、部活動の一環として参加していた女子生徒が負傷し後遺症が残ったことに対し、損害賠償を求めていたものであり、道教委としては、顧問教諭が安全配慮に対する注意義務を欠いていたとして、損害賠償に応じることとしたものです。

体育授業や運動部活動等の体育活動においては、その特性上危険が内在することから、児童生徒の体力や技能を踏まえた活動計画を立案し、常に安全に配慮しながら指導を行うとともに、それぞれの種目の特性に応じた安全管理を徹底することが重要です。

については、各学校において、本通知及び別添「体育活動中の事故による裁判・示談例」について教職員に周知し、安全指導の徹底を図るとともに、次の関係通知を再度確認いただき、児童生徒の体育活動中における事故防止に万全を期すようお願いします。

記

【関係通知】

- 1 平成17年4月26日付け教又健第225号「児童生徒の体育活動中の事故防止について」スポーツ健康教育課長通知
- 2 平成18年5月11日付け教学健第252号「児童生徒の体育活動中における事故防止について」学校安全・健康課長通知
- 3 平成19年3月12日付け教学健第1494号「対外運動競技会等における事故防止について」学校安全・健康課長通知

教学健第1494号

平成19年3月12日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁生涯学習部学校教育局学校安全・健康課長

対外運動競技会等における事故防止について（通知）

このことについては、日ごろから指導いただいておりますが、このたび、平成13年度に発生した運動部活動の一環として参加した大会における生徒の死亡事故について、別添概要の判決がありました。

本件は、北海道高等学校ボート新人大会において、突風によりボートが転覆し生徒が死亡した事故で、判決は、引率教諭の当該大会における事故の予見可能性及び安全配慮義務違反を認めたものとなっています。

対外運動競技会等の体育活動においては、児童生徒の体力や技能を踏まえ、それぞれの種目の特性に応じた安全管理を徹底することが重要です。

つきましては、各学校においては、次の関係通知を再度確認いただき、特に、主催団体の安全管理体制に十分留意し、状況に応じた安全確保に努めるとともに、活動場所や天候等の情報を的確に把握し、予見される危険性や危険を回避する行動について、児童生徒に指導するなど、事故防止に万全を期すようお願いします。

【関係通知】

- 1 平成14年3月20日付け教ス保第5026号「自然環境の下で行われる運動部活動の事故防止について」スポーツ保健体育課長通知
- 2 平成13年9月25日付け教ス保第5011号「児童生徒の運動部活動に係る事故防止について」スポーツ保健体育課長通知

教学健第252号
平成18年5月11日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）
様

北海道教育庁生涯学習部学校教育局学校安全・健康課長

児童生徒の体育活動中における事故防止について（通知）

このことについては、日ごろから指導いただいておりますが、このたび、平成12年度に発生した運動部活動中の生徒の負傷事故に対する裁判の判決がありました。

本件は、硬式野球部の練習中、トスバッティング（ペッパー）を行っていた際に、他の部員の打球が生徒に当たり、眼球を負傷したものでありますが、判決は、当該運動部活動における事故の具体的予見可能性及び指導教諭の安全配慮義務違反を認めたものとなっております。

体育活動は、その特性上、危険が内在することから、活動場所や設備、用具等の安全点検を実施するとともに、児童生徒の体力や技能等を踏まえた活動計画を立案し、常に安全に配慮しながら指導を行うなど、児童生徒の安全確保の徹底を図ることが大切であります。

また、事故の発生を想定し、活動内容に応じた応急手当の仕方や救急体制の確立に努めることも重要であります。

つきましては、次の関係通知を再度確認いただき、児童生徒の体育活動中における事故防止に万全を期すようお願いいたします。

記

【関係通知】

- 1 平成13年9月25日付け教ス保第5011号「児童生徒の運動部活動に係る事故防止について」スポーツ保健体育課長通知
- 2 平成14年3月20日付け教ス保第5026号「自然環境の下で行われる運動部活動の事故防止について」スポーツ保健体育課長通知
- 3 平成17年4月26日付け教ス健第225号「児童生徒の体育活動中の事故防止について」スポーツ健康教育課長通知

教ス健第225号
平成17年4月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁生涯学習部スポーツ健康教育課長

児童生徒の体育活動中の事故防止について（通知）

このことについては、かねてから安全指導の徹底をお願いしているところですが、昨年10月に1件、今年4月に入ってから2件、中・高校生が運動部活動中や体育の授業中に尊い命を失うという痛ましい事故が発生しております。

つきましては、各学校において事故の再発防止に万全を期すため、次の事項に留意して児童生徒の健康管理に努めるとともに、安全指導の徹底を図るよう願います。

記

- 1 定期健康診断の結果を活用することはもとより、保護者や学校医等と連携を図り、既往症などについて十分把握し、その結果を教職員に周知し、適切な指導に努めること。
特に、心疾患などを有する児童生徒については、学校種間の引継ぎを的確に行うとともに、「学校生活管理指導表」を活用するなど、主治医とも十分連携すること。
- 2 日常から、児童生徒の健康観察を十分に行い、マラソン大会等の前には、必要に応じて学校医の健康相談や臨時の健康診断を実施するなど、きめ細かな健康管理に努めること。
- 3 体育の授業や運動部活動などの際には、天候や気温、湿度等に留意しながら、児童生徒の体力や技能に応じた指導を行うこと。なお、運動の前後や運動中における適切な水分摂取に配慮すること。
- 4 事故発生時に備えて、関係機関への連絡方法や役割分担等を明確にするなど、緊急時の体制を整備するとともに、児童生徒の心肺機能が停止する事故が発生した場合には、速やかに心肺蘇生の応急手当を行い、直ちに医療機関へ搬送すること。
- 5 学校の実情に応じて、心肺蘇生法実技研修会の実施や関係機関が主催する研修会への参加を促進し、教職員の事故に対する対応能力の向上に努めること。

(参考資料)

- ・学校体育活動中の事故を防止するために～学校安全推進資料～
(平成11年6月 北海道教育委員会)
- ・学校保健推進資料 改訂版
(平成14年3月 北海道教育委員会)